

和光市告示第 174 号

和光市レベル4モビリティ・地域コミッティ設置要綱を次のように定める。

令和 6 年 6 月 24 日

和光市長 柴崎 光子

和光市レベル4モビリティ・地域コミッティ設置要綱

(目的)

第1条 和光市レベル4モビリティ・地域コミッティ（以下「地域コミッティ」という。）は、地方公共団体、関係行政機関及び事業者による綿密な連携体制の下、レベル4自動運転移動サービス（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第17の2号の特定自動運行をいう。以下同じ。）の関係許認可取得に向けた課題等について協議を行う場として設置し、地域の受容性醸成を図りつつ関係許認可手続等の透明性及び公平性を確保することで、地域のレベル4自動運転移動サービスの実現を加速することを目的とする。

(情報共有及び協議事項)

第2条 地域コミッティは、次に掲げるレベル4自動運転移動サービスに関する情報を共有し、協議するものとする。

- (1) 地域公共交通サービスとしての将来構想
- (2) 実現に向けた実証及び社会実装の進捗状況
- (3) 実現に向けた課題及び対策
- (4) 前各号に掲げるもののほか、実現に必要な事項

(構成員)

第3条 地域コミッティは、次に掲げる者を構成員とする。

- (1) 和光市長又はその指名する者
- (2) 関東運輸局長又はその指名する者
- (3) 関東地方整備局長又はその指名する者
- (4) 関東経済産業局長又はその指名する者
- (5) 関東総合通信局長又はその指名する者
- (6) 埼玉県警察本部長又はその指名する者
- (7) 埼玉県知事又はその指名する者
- (8) 自動運転による移動サービスの運行主体の代表者
- (9) 自動運転の実現に係る事業者又は団体の代表者
- (10) 学識経験者

- (11) 前各号に掲げるもののほか、地域コミッティが必要と認める者
(運営等)

第4条 地域コミッティには代表を置き、前条第1号に掲げる者をもって充てる。

- 2 地域コミッティの会議（以下「会議」という。）は、代表が総括する。
- 3 代表による指名又は構成員の互選により、総括補佐その他必要な役員を置くことができる。
- 4 代表に事故があるとき、又は代表が欠けたときは、あらかじめ代表が指名する者がその職務を代理する。
- 5 会議資料準備、議事録作成、会議結果報告等地域コミッティ運営の事務は、都市整備部公共交通政策室が事務局として処理する。

(実施事項)

第5条 会議は、レベル4自動運転移動サービス実現のための情報共有及び協議の促進を図るため、原則半年に1回代表が召集し、実施するものとする。ただし、代表が必要がないと認める時は、この限りでない。

- 2 会議の議題が情報共有のみの場合であつて、協議事項がないとき又は当初の計画に対し重要な変更を伴わない事項であるときは、書面決議等ができるものとする。
- 3 事務局は、会議の結果報告を取りまとめ、第3条第2号に規定する者に提出する。

(和光市地域公共交通計画との調和)

第6条 地域コミッティの協議は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第5条第1項の規定により作成した和光市地域公共交通計画（以下「和光市地域公共交通計画」という。）の内容と調和が図られるよう配慮するものとする。

- 2 レベル4自動運転移動サービスを、持続的な地域公共交通サービスとして運行する場合は、その旨を和光市地域公共交通計画に定めることとする。

(他会議との連携)

第7条 地域コミッティは、議事の重複を避け、各構成員の負担を軽減するため、他会議と適宜合同で開催することができるものとする。

(地域コミッティの解散)

第8条 和光市においてレベル4自動運転移動サービスが実装され、持続的な地域公共交通サービスとして地域に定着する等により、構成員等が地域コミッティの実施を不要と判断する場合は、構成員の合意を経て地域コミッティを解散することとする。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、地域コミッティの運営に関し必要な事項は、代表が会議に諮り定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。